



# 島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第93号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第48号）

## 1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

## ア 漁港漁場整備法に基づく次の権限

- (ア) 漁港施設の形質等の変更、譲渡、賃貸又は取去その他の処分申請をし、又は許可すること。
- (イ) 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設等、土砂の採取、土地の掘削等、汚水の放流等又は水面等の一部の占用を許可すること。
- (ウ) (イ)の許可に条件を付すること。
- (エ) (イ)の許可に係る協議をし、又は国等からの協議を受けること。

## イ 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則に基づく次の権限

- (ア) 漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設に係る工事着手届を受理すること。
- (イ) 許可又は認可に係る行為の中止等の届出を受理すること。
- (ウ) 改氏名等の届出を受理すること。

## ウ 島根県漁港管理条例に基づく次の権限

- (ア) 甲種漁港施設を滅失等した者に対し、原状回復等の指示をすること。
- (イ) 工作物の新築等、土砂の採取又は土地の掘削の承認をすること。
- (ウ) 港内に停係泊をする船舟に対して移動を命ずること。
- (エ) 危険物等を積載した船舟の停係泊の場所を指示すること。
- (オ) 危険物等の荷役の許可をすること。
- (カ) 漁港の区域内の水域又は甲種漁港施設内の放置物件の除去命令をすること。
- (キ) 陸揚又は船積を行う場所等を指示すること。
- (ク) 陸揚又は船積が終わった船舟が指定区域外に移動しないことを許可すること。
- (ケ) 甲種漁港施設の占用又は当該施設に定着する工作物の新築等を許可すること。
- (コ) (ケ)の許可に条件を付すること。
- (サ) 甲種漁港施設の占用料を徴収すること。
- (シ) 甲種漁港施設の占用料を減免すること。
- (ス) 甲種漁港施設の占用料を返還すること。
- (セ) 土砂採取料等を徴収すること。

## エ 島根県漁港管理条例施行規則に基づく次の権限

甲種漁港施設の占用等の廃止届等を受理すること。

(2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

**規****則**

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部国有財産法の項の次に次のように加える。

## ○ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）

- 1 第37条第1項の規定により、漁港施設の形質等の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分の申請をし、又は許可すること。
- 2 第39条第1項の規定により、漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設等、土砂の採取、土地の掘削等、汚水の放流等又は水面等の一部の占用を許可すること。
- 3 第39条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。
- 4 第39条第4項の規定により、同条第1項の規定による行為の協議をし、又は国等からの協議を受けること。

## ○ 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則（昭和48年島根県規則第32号）

- 1 第3条の規定により、漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設に係る工事着手届を受理すること。
- 2 第4条の規定により、許可又は認可に係る行為の中止等の届出を受理すること。
- 3 第5条の規定により、改氏名等の届出を受理すること。

別表支庁の部島根県漁港管理条例の項を次のように改める。

## ○ 島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）

- 1 第3条第2項の規定により、甲種漁港施設を滅失等した者に対し、原状回復等の指示をすること。
- 2 第4条第1項の規定により、工作物の新築等、土砂の採取又は土地の掘削の承認をすること。
- 3 第5条の規定により、港内に停係泊をする船舟に対して移動を命ずること。
- 4 第7条第1項の規定により、危険物等を積載した船舟の停係泊の場所を指示すること。
- 5 第7条第2項の規定により、危険物等の荷役の許可をすること。
- 6 第8条の規定により、漁港の区域内の水域又は甲種漁港施設内の放置物件の除去命令をすること。
- 7 第10条第2項の規定により、陸揚又は船積を行う場所等を指示すること。
- 8 第10条第3項ただし書の規定により、陸揚又は船積が終わった船舟が指定区域外に移動しないことを許可すること。
- 9 第11条の規定により、甲種漁港施設の利用の届出を受理すること。
- 10 第12条第1項の規定により、甲種漁港施設の占用又は当該施設に定着する工作物の新築等を許可すること。
- 11 第12条第2項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。
- 12 第13条第1項の規定により、占用料を徴収すること。
- 13 第13条第4項（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、占用料を減免すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。
- 14 第13条第5項ただし書（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、占用料を返還すること。
- 15 第14条第1項の規定により、土砂採取料等を徴収すること。
- 16 第15条第1項の規定により、入出港届を受理すること。
- 17 第15条第2項の規定により、漁港入出港状況の報告を受けること。

別表支庁の部島根県漁港管理条例の項の次に次のように加える。

## ○ 島根県漁港管理条例施行規則（昭和34年島根県規則第40号）

- 1 第10条の規定により、占用等の廃止届等を受理すること。

別表保健所の部感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の項第7号中「同条第2項又は第4項」を「同条第3項又は第5項」に改め、同部旅館業法の項第1号中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「第3条の2」を「第3条の2第1項」に、「第3条の3」を「第3条の3第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

2 第3条第6項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。

別表保健所の部公衆浴場法の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

2 第2条第4項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。

別表保健所の部理容師法の項第3号中「検査」の次に「及び確認」を加え、同部理容師法施行細則の項を削り、同部美容師法の項第3号中「検査」の次に「及び確認」を加え、同部美容師法施行細則の項を削り、同部クリーニング業法の項第2号中「検査」の次に「及び確認」を加え、同部廃棄物の処理及び清掃に関する法律の項第2号中「第9条の3第9項」を「第9条の3第10項」に改め、同項第4号中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改め、同部食品衛生法の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

5 第52条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。

別表保健所の部動物の愛護及び管理に関する法律の項に次の1号を加える。

15 第36条第2項の規定により、負傷動物等を収容すること。

別表保健所の部大気汚染防止法の項第3号中「第17条の12第1項」を「第17条の13第1項」に改め、同項第4号中「第17条の12第2項」を「第17条の13第2項」に、「第18条の13第1項」を「第18条の13第2項」に改め、同項第8号中「第17条の4第1項」を「第17条の5第1項」に、「第17条の5第1項」を「第17条の6第1項」に、「第17条の6第1項」を「第17条の7第1項」に改め、同項第9号中「第17条の7」を「第17条の8」に改め、同項第10号中「第17条の10」を「第17条の11」に改め、同項第11号中「第18条」を「第18条第1項又は第3項」に改め、同項第19号及び第21号中「徴収」を「徴収」に改め、同部水質汚濁防止法の項第6号中「又は第2項」を「から第3項まで」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

別表水産事務所の部国有財産法の項の次に次のように加える。

○ 漁港漁場整備法

1 第37条第1項の規定により、漁港施設の形質等の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分の申請をし、又は許可すること。

2 第39条第1項の規定により、漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設等、土砂の採取、土地の掘削等、汚水の放流等又は水面等の一部の占用を許可すること。

3 第39条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。

4 第39条第4項の規定により、同条第1項の規定による行為の協議をし、又は国等からの協議を受けること。

○ 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則

1 第3条の規定により、漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設に係る工事着手届を受理すること。

2 第4条の規定により、許可又は認可に係る行為の中止等の届出を受理すること。

3 第5条の規定により、改氏名等の届出を受理すること。

別表水産事務所の部島根県漁港管理条例の項を次のように改める。

○ 島根県漁港管理条例

1 第3条第2項の規定により、甲種漁港施設を滅失等した者に対し、原状回復等の指示をすること。

2 第4条第1項の規定により、工作物の新築等、土砂の採取又は土地の掘削の承認をすること。

3 第5条の規定により、港内に停係泊をする船舟に対して移動を命ずること。

4 第7条第1項の規定により、危険物等を積載した船舟の停係泊の場所を指示すること。

5 第7条第2項の規定により、危険物等の荷役の許可をすること。

6 第8条の規定により、漁港の区域内の水域又は甲種漁港施設内の放置物件の除去命令をすること。

7 第10条第2項の規定により、陸揚又は船積を行う場所等を指示すること。

8 第10条第3項ただし書の規定により、陸揚又は船積が終わった船舟が指定区域外に移動しないことを許可すること。

- 9 第11条の規定により、甲種漁港施設の利用の届出を受理すること。
- 10 第12条第1項の規定により、甲種漁港施設の占有又は当該施設に定着する工作物の新築等を許可すること。
- 11 第12条第2項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。
- 12 第13条第1項の規定により、占有料を徴収すること。
- 13 第13条第4項（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、占有料を減免すること（水産事務所長の権限に属するものに限る。）。
- 14 第13条第5項ただし書（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、占有料を返還すること。
- 15 第14条第1項の規定により、土砂採取料等を徴収すること。
- 16 第15条第1項の規定により、入出港届を受理すること。
- 17 第15条第2項の規定により、漁港入出港状況の報告を受けること。

別表水産事務所の部島根県漁港管理条例の項の次に次のように加える。

○ 島根県漁港管理条例施行規則

- 1 第10条の規定により、占有等の廃止届等を受理すること。

別表宍道湖流域下水道管理事務所の部エネルギーの使用の合理化に関する法律の項を削る。

**附 則**

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。